

富士山溶岩の他社の特許

(株)グローバルハート

有限会社富士山溶岩研究所

出願日 平成26(2014)年11月28日
公開日 平成28(2016)年 5月19日
審査請求日 平成28(2016)年11月17日
登録日 平成29(2017)年11月10日
発行日 平成29(2017)年11月20日
名称 **抗がん剤**

平成16(2004)年 1月13日

平成17(2005)年 4月28日

未請求

食品配合剤

1. 微細な溶岩粉末を主成分とすることを特徴とする食品用配合剤。
3. 微細な溶岩粉末が富士山山系で生成する溶岩からなる請求項1に記載の食品用配合剤

本発明はキャンディーや飴、ガム、クッキーその他の菓子やパン類、うどんやそば、ラーメン等の麺類、その他の各種食品類に添加して食することにより、血液の循環を促進して体内の温度を上昇させて免疫力を高め、熱に弱いがん細胞の増殖を抑え、胃腸内の雑菌類を殺菌し、便通を促進させることが可能な、食品用配合剤に関する。

【請求範囲】 1. ケイ素を有効成分とする大腸がんの転移抑制剤

【背景分野】 本発明は、ケイ素を有効成分とする抗がん剤に関する。また、ケイ素を有効成分とする転移抑制剤に関する。

【背景技術】 現在の薬剤は合成化合物で、高価であり副作用も大きい。また、既特許文献2件によると、トルマリンと、火成岩のうち二酸化ケイ素を含む岩石とを通過させた水に抗がん性があると記載されているが、特にケイ素については言及されていない。ケイ素を含む岩石に水を通過させただけではケイ素分が水に移行することは考え難い。また、抽出液においても抗がん効果を確認をしているもののいずれのミネラルかを特定していない

【発明の課題】 合成された化合物ではない成分を有効成分とし、副作用の恐れのない抗がん剤の提供を課題とする。癌の転移抑制剤の提供を課題とする。

【解決の手段】 ケイ素にがんの転移抑制効果存在することを初めて突き止め①ケイ素を有効成分とする抗がん剤②ケイ素水を有効成分とする抗がん剤③ケイ素を有効成分とするがんの転移抑制剤④ケイ素水を有効成分とするがんの転移抑制剤⑤がんのほぼ全てが対象であり、大腸がん、前立腺がん、胃がん等に①～④のいずれかに記載の抗がん剤またはがんの転移抑制剤

【解決の効果】 抗がん作用のうちでも：特にがんの転移抑制効果に優れてることから、がん細胞が見つかった患者や摘出手術をした患者の予後対策として価値が大

従来、溶岩のような土壌物質として食品に添加したり、濾材として使用されているものに、ケイソウ土や電気石(トルマリン)等があり、食品添加物として一般に使用されてきている。例えば特開2003-289829号公報(特許文献1参照)にはケイソウ土を焼成したものを有効成分とする栄養補助食品に関する発明が示されており、現在の食生活において不足しがちにミネラルをバランスよく摂取するためのサプリメントとして利用することが記載されている。

溶岩粒で濾過した水中に溶岩の成分等が溶け出したものが含まれているかもしれない、というケースしか存在しなかった。溶岩そのものを体内に取り込んだ時、どのような作用効果が得られるかについては何の試みもしていなかったのが現状である。

微細な溶岩粉末を主成分とすることを特徴とするものである。上記微細な溶岩粉末が、約0.1～約50μmの粒度からなることを特徴とするものであり、なおかつ、上記微細な溶岩粉末が富士山山系で生成する溶岩からなることを特徴とするものである。

本溶岩は、気泡率が30%以上で遠赤外線生成に優れた作用を発揮する。亜鉛やバナジウムの含有量が非常に多く、その殺菌力により多方面に利用することが可能となっている。

【図面の説明】

省 略

【実施の形態】

がん細胞を殺す効果、がん細胞の増殖を抑制する効果、腫瘍を小さくする効果、腫瘍の増殖を抑制する効果、腫瘍の転移を抑制する効果など、広くがんに対してなんらかのダメージを与える効果を言う。

【0016】

本発明の組成物をヒトまたはヒト意外の動物に投与する方法は、経口投与、非経口投与のいずれでもよい。経口投与としては、本発明の有効成分を前述のように製剤化した組成物を投与してもよいし、飲食物・飼料として摂取することが可能である。飲食物としては、チューインガム、キャンディー、錠菓、グミゼリー、チョコレート、ビスケットまたはスナック等の菓子、アイスクリーム、シャーベット、または氷菓等の冷菓、飲料、プリン、ジャム、乳製品、調味料等が挙げられ本発明組成物を添加したこれらの飲食物を日常的に摂取することで抗がん効果が得られる。飲食物に於ける本発明組成物の含有量は当該飲食物の嗜好品としての味・風味等を損なわない範囲内で含まれていればよく、飲食品の種類および形態によってそれぞれ異なる。また飼料としては通常与える飼料に混合して投与することができる。

【0017】

1. 試験方法……………無転載

(1) 癌のモデル動物……マウス

【0018】

試験結果

(1) 体重変化

試験期間中の体重変化を図1に示す。
試験対象群とコントロール群に有意な差は見られなかった。

(2) 癌の大きさ

解剖後、原発巣を摘出し、重量を測定したところ、コントロール群の2匹の原発巣の重さは、0.31g、0.26gであり、試験投与群は0.41gであり、ほぼ同等の重量であった。

(3) 癌の転移

解剖後の各臓器および腸管において、組織の表面と裏面の両方について蛍光イメージャーにより観察を行なった。

これによれば、コントロールでは転移が認められたが、ケイ素水を投与した本試験対象群では、全くがんの転移が認められないことが分かった。

省 略

富士山周辺で採取される溶岩には、亜鉛やバナジウム成分が他の地域の溶岩に比べて多量に含まれていることが確認された。亜鉛成分は化粧基材として化粧料等に使用した場合に美肌作用が顕著であり、活性酸素を抑えてしみの発生を防ぎ、またその抗菌作用によってにきびやふきでものを防止、予防するという作用を有しているものと思われる。バナジウム成分は、人工的に高血糖(糖尿病)にした実験ラットに自然界に存在するバナジウムの金属化合物(バナジン酸塩)を投与した結果、血糖値上昇を抑制するインスリンと同様の作用が確認されている

以下、この発明の食品用配合剤の実施の形態を、実施例に基づいてより詳細に説明する。

【実施例1】

【0020】

粒径が約0.1~50・ μ mで気泡率が30%以上の溶岩粉末を、酢酸ビニル樹脂やジェルトン(ポンチアナック)から精製したラテックス、チクル等のガムベースに約0.5重量%添加し、さらに糖類、香料、着色料などを加えてチューインガムを作製した。

0.1重量%未満の添加量の場合にはほとんどミネラル分による効果が得られず、また1重量%以上の添加量の場合には、食感の面で問題があった。

【実施例2】

【0021】

粒径が約0.1~50・ μ mで気泡率が30%以上の溶岩粉末を、中力粉からなる食品素材に約0.5重量%練り込んで麺帯を調整した上、所定時間寝かした後、所定幅の麺類(うどん麺)に切り出した。0.1重量%未満の添加量の場合にはほとんどミネラル分による効果が得られず、また1重量%以上の添加量の場合には、麺の色や食感の面で問題があった。

【産業上の利用可能性】

【0022】

本発明はキャンディーや飴、ガム、クッキーその他の菓子やパン類、うどんやそば、ラーメン等の麺類、その他の各種食品類に直接添加して使用する食品用配合剤として好適に使用することができる。

【要約】

この発明の食品用配合剤の目的は、従来行なわれていなかった上記試みを行なってその結果を市場に提供しようとするものである。

【解決手段】

上記目的を達成するため、この発明の食品用配合剤は、微細な溶岩粉末を主成分とする特徴とするものである。
またこの発明の食品用配合剤は、上記微細な溶岩粉末が富士山山系で生成する溶岩からなることを特徴とするものである。